

令和4年度上半期の 大阪労働局の取組状況について

資料目次

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する取組(1～2頁)
- (2) 働き方改革の推進……………(3～5頁)
- (3) 雇用環境・均等の分野……………(6～12頁)
- (4) 労働基準の分野……………(13～20頁)
- (5) 職業安定の分野……………(21～28頁)
- (6) 需給調整事業の分野……………(29～30頁)
- (7) 労働保険適用徴収の分野……………(31～32頁)

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する 取組

【新型コロナウイルス感染症に対する取組】

特別労働相談窓口の設置

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① 総合労働相談コーナー
(府内14か所) | 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談、企業及び労働者からの特別休暇の導入に係る相談 等 |
| ② 労働基準部監督課内 | 新型コロナウイルス感染症の影響による法令違反に関する情報提供 等 |
| ③ 大阪労働局助成金センター | 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談 等 |
| ④ 雇用環境・均等部内 | 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置全般及び母性健康管理措置による休暇取得支援に関する助成金、小学校休業等対応助成金に関する相談 等 |
| ⑤ 大阪新卒応援ハローワーク(新卒者内定取消等特別相談窓口) | 新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消し等に係る学生等に対する相談 |
| ⑥ 需給調整事業部内 | 新型コロナウイルス感染拡大等に伴う労働者派遣契約の解除等に関する相談 |

【新型コロナウイルス感染症関連労働相談状況】

(令和2年2月14日～令和4年10月31日累計)

相談者内訳	相談者数
事業主	206,666件
労働者(家族、知人含む)	11,208件
その他(社労士、各種団体等)	33,443件

相談内容内訳	相談件数
雇用調整助成金	223,602件
休業に関すること	9,531件
小学校休業等対応助成金	6,857件
解雇・雇止め	1,527件
新規学卒者の内定取り消し	59件

各種助成金(特例措置等)の実施

- ①産業雇用安定助成金 ※令和4年10月に、支給期間の延長、支給対象労働者数の上限撤廃等の要件緩和及び助成対象の拡充を実施
- ②トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)
- ③雇用調整助成金の特例措置 ※令和4年10月より、企業の新たな人材獲得の制約にならないよう段階的縮小を実施
- ④新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- ⑤人材確保等支援助成金(テレワークコース)
- ⑥新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金及び支援金 ※段階的に支給対象期間を延長しており、現在は令和5年3月31日までの休暇が対象。
- ⑦新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金及び両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース) ※段階的に支給対象期間を延長しており、現在は令和5年3月31日までの休暇が対象。

(2) 働き方改革の推進

【働き方改革の推進①】

大阪働き方改革推進会議の取組

○ 推進会議(労働施策総合推進法に基づく「協議会」に位置付け)では、大阪地域で働き方改革を進める指針となる「基本方針」及び各構成団体が毎年度取り組む事項を「実行計画」として取りまとめ、各構成団体間で情報共有や意見交換等を行い、連携を図っている。

- ・ 令和4年5月25日 第9回本会議を開催。
- ・ 令和4年10月24日 令和4年度第1回実務者会議を開催。

◆基本方針

働き方改革関連法の周知・浸透をはじめ、多様な人材の活躍促進などのテーマを設け、取組の方向性を制定。

◆実行計画

構成員の取組予定を実行計画として年度当初に明示し、構成員間の相互連携を促す。



第9回 本会議

構成団体

行政機関	労使団体等	金融機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府 ・ 大阪市 ・ 堺市 ・ 近畿総合通信局 ・ 近畿財務局 ・ 近畿厚生局 ・ 近畿農政局 ・ 近畿経済産業局 ・ 近畿地方整備局 ・ 近畿運輸局 ・ 大阪出入国在留管理局 ・ 大阪労働局(事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連合大阪 ・ 関西経済連合会 ・ 大阪商工会議所 ・ 堺商工会議所 ・ 大阪府商工会連合会 ・ 大阪府中小企業団体中央会 ・ 大阪府社会保険労務士会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪信用金庫 ・ 池田泉州銀行 ・ リソナ銀行 ・ 関西みらい銀行

オブザーバー

近畿税理士会、全国労働保険事務組合連合会大阪支部、大阪産業保健総合支援センター、中央労働委員会事務局西日本事務所、大阪府よろず支援拠点、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

最低賃金のための環境整備に関する作業部会

就職氷河期作業部会
(大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム)

在籍型出向等支援作業部会
(大阪府在籍型出向等支援協議会)

働き方改革関連法の円滑な施行【2-5】 (同一労働同一賃金に関する周知)

【パートタイム・有期雇用労働法の履行確保】

○ パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等により、「同一労働同一賃金ガイドライン」の周知・啓発を行うほか、正規・非正規雇用労働者の待遇に差が見受けられる場合は、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターにおける「職務分析・職務評価コンサルティング」の活用などにより、非正規雇用労働者の待遇改善に向けた具体的な取組を行うよう助言。

○ 個々の労働者の均等・均衡待遇に係る労使紛争に対しては、パートタイム・有期雇用労働法に基づく紛争解決援助制度の利用を促し、解決に向けて働きかけている。



働き方改革関連法等(改正労働基準法等)の浸透

改正労働基準法の周知

◆「働き方改革」の推進に向けた労働時間相談・支援班の取組

令和5年4月から中小企業に対する月60時間を超える時間外労働に係る割賃率が引上げられ、令和6年4月から「建設」「自動車運転者」「医師」に対する労働時間の上限規制の適用が始まることから、各労働基準監督署に設置する労働時間相談・支援班では、集団指導や個別訪問などあらゆる機会を通じて改正法や中小企業・小規模事業者に対する支援策の周知に努めています。

【労働時間相談・支援班による実施状況】(令和4年9月末現在)

集団指導		訪問支援(※1)	その他個別支援(※2)
回数(回)	参加事業場数(社)	件数	件数
107	1,113	866	964

※1労働時間相談・支援班により事業場を個別訪問したもの
 ※2「最低賃金周知・支援月間」(9月)に、最低賃金引上げに伴い中小企業における「生産性向上」に向けた支援策の周知を行ったもの

【労働時間相談・支援班による周知のためのセミナー】

労働時間相談・支援班の取組の一例を紹介します。

テーマ:「働き方改革」を推進するための「生産性向上」「人材確保・定着」のための制度・支援策等の周知

主催:局・大阪中央署・ハローワーク大阪東
 共催・協力:大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、産業雇用安定センター等
 視聴数:387名(延べ)



テーマ:36協定のポイント(電子申請編・紙申請編)

主催:天満署
 開催数:全5回(令和3年度~令和4年度上半期)
 YouTube視聴数:2,434回
 (電子申請編・10月17日現在)

◆労働時間の上限規制適用の事業・業務への周知・支援

【医師の「働き方改革」の推進】



昨年度に引き続き、大阪府・大阪府医療勤務環境改善支援センターと連携して、府下の医療機関に対して労働時間の削減に向けた支援を実施しました。

Web研修会の実施
 視聴者数:616人

個別相談会の実施
 参加:45医療機関



【自動車運転者の労働時間削減に向けた取組】

改正労働基準法の適用に向けて、自動車運転者のための労働時間の削減に向けたセミナーを開催しました。また、中間とりまとめなどが示された自動車運転者改善基準告示についても、事業主団体等と協力して説明会を開催しました。



タクシー協会と共催のセミナー風景

ハイヤー・タクシー事業者向けセミナー
 開催回数:17回
 参加事業場数:153社
 (局全体)

バス事業者向けセミナー
 開催回数:15回
 参加事業場数:90社
 (局全体)

バス協会と共催のセミナー風景



【建設業に係る啓発指導】



建設業における「働き方改革」を推進するため、近畿地方整備局、大阪府、大阪市、堺市、公正取引委員会、大阪建設業協会等と協力し、「適正工期」の設定に向けた啓発用ポスターを作成して、官民の発注者等へ協力を呼びかけます。

トラック事業者向けセミナー

開催回数:15回
 参加事業場数:90社
 (局全体)

11月にはトラック協会と共催で開催予定!

(3) 雇用環境・均等の分野

【雇用環境・均等部における新型コロナウイルス感染症に対応する取組】

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金】

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」制度を実施。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて支給対象期間を段階的に延長しており、現在は令和5年3月31日までの休暇取得が対象。

【小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口】

- 労働者の方からの相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・小学校休業等対応助成金の活用の働きかけ等を実施。
- 労働局からの助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者が直接申請を行うことが可能。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると判断され、医師等から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければならないこととされている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて、措置の対象期間が令和5年3月31日まで延長されている。

- 医師等から休業の指示があった場合は「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」等を活用して、有給の休暇制度を取得させるよう事業主に働きかけを行っている。
- 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設置。

The image displays two documents related to COVID-19 measures for pregnant workers. On the left is a leaflet titled '働く妊婦・事業主の皆さまへ' (Dear Working Pregnant Women and Employers) regarding '新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置' (Maternal Health Management Measures for COVID-19). It states that the application period for financial support has been extended to March 31, 2023. It lists conditions for receiving support, such as being a pregnant worker with a doctor's recommendation for leave due to infection concerns, and provides contact information for the Ministry of Health, Labour and Welfare. On the right is a form titled '母性健康管理措置申請書' (Application Form for Maternal Health Management Measures). It includes fields for the applicant's name, company name, and dates. The form is divided into sections for '1. 氏名' (Name), '2. 母性健康管理措置の概要' (Overview of Maternal Health Management Measures), and '3. 上記の措置が必要な期間' (Period when the above measures are necessary). It also includes a section for '4. その他の措置事項' (Other measures) and a '指導事項を守るための措置申請書' (Application for Measures to Follow Guidance) section at the bottom.

女性の活躍推進及び総合的なハラスメント対策

女性の活躍推進

行政運営方針【2-2-②】

【一般事業主行動計画策定届 届出企業数(令和4年9月末現在)】

令和4年4月1日より、行動計画の策定・届出等の義務の対象が常用労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大。

3,430社 (うち100人以下 178社) <届出率 84.1%>

【えるぼし認定企業数(令和4年9月末現在)】

119社(うち300人以下 36社)

3段階目 79社
2段階目 39社
1段階目 1社



女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」

- 取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定(えるぼし認定:3段階)を受けることができる。
- 認定事業主の中から特に優良な事業主は、特例認定(プラチナえるぼし認定)を受けることができる。(令和2年6月1日施行)

【男女の賃金の差異の公表の義務化(令和4年7月8日施行)】

- 厚生労働省令が令和4年7月8日改正・施行され、常用労働者数301人以上の事業主が公表しなければならない女性の活躍に関する情報公表項目について、「**男女の賃金の差異**」が追加された。

- 初回の「男女の賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、おおむね3か月以内に公表、その後は年1回公表することが必要。

(公表例)

公表日: 令和〇年〇月〇日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

「全労働者」、「正規雇用労働者」、「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要

総合的なハラスメント対策

行政運営方針【4-2-②】

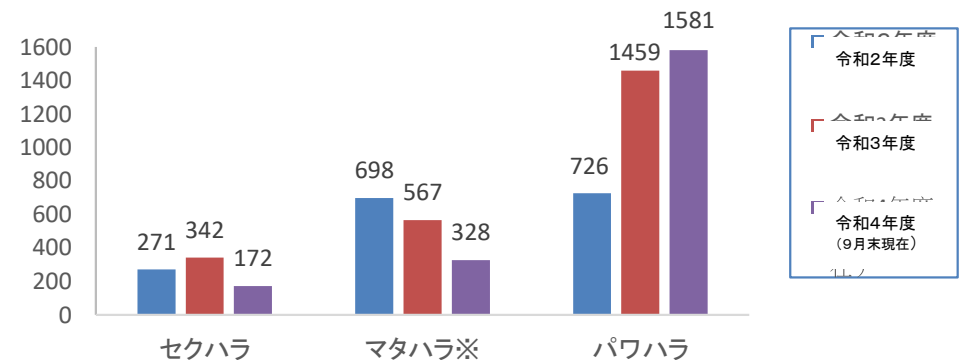
【労働施策総合推進法等の施行状況】

- 労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメントの防止について雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に新たに義務付けられた。大企業は令和2年6月施行、中小企業に関しても令和4年4月1日から施行されている。
- 令和2年6月、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法も一部改正され、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントについても、相談したことを理由とした不利益取扱いを禁止するなどハラスメント対策が強化されている。
- パワーハラスメントの相談については、令和4年上半期において前年度相談件数を超え、前年度の倍の件数で推移している。

【ハラスメント防止対策について労働局の取組】

- 労働施策総合推進法の改正についての周知のため、事業主団体の研修等の機会を捉えて説明を行っている。
- 労働局及び労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、パワーハラスメントに関する相談対応を行い、事案に応じて、紛争解決援助制度や調停を活用、労使間の紛争の解決を図っている。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに関しても、労働局で相談対応を行い、紛争解決援助制度等を活用して解決を図っている。
- 企業が法に沿ったハラスメント防止対策が行われるよう、企業に対して報告徴収等を実施している。

ハラスメントに関する労働者からの相談件数(大阪)



※ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不利益取扱い及びハラスメント

【働き方・休み方改善の促進】

助成金の活用による働き方改革

【働き方改革推進支援助成金】

- 生産性を高めながら労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備、賃金の引き上げを図るための取組等を行う中小企業・小規模事業者又は事業主団体に対して助成金を支給している。
(「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「労働時間適正管理推進コース」「団体推進コース」の4コース)

【申請件数】

令和4年度 508件 (令和4年9月末現在)
令和3年度 730件

企業の課題

新たに機械・設備を導入して生産性を向上させたい!

助成金による取組

労働能率を促進するために設備・機器等を導入

改善の結果

労働能率が増進!
時間あたりの生産性が向上

生産性を向上しつつ時間外労働を削減!



令和4年度「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和4年4月1日より、令和3年度より引き続き、労働時間短縮・年休促進支援コースを実施しています。本コースでは、労働時間短縮や年次有給休暇の促進を図るための取組等を行う中小企業・小規模事業者に対して助成金を支給しています。詳しくは下記をご覧ください。

支援対象となる取組事例

- 生産性の向上**
 - 生産性向上のための設備・機器の導入
 - 業務効率化のためのシステム導入
 - 業務プロセスの見直し
- 労働時間短縮**
 - 労働時間短縮のための設備・機器の導入
 - 業務プロセスの見直し
 - 業務効率化のためのシステム導入
- 年次有給休暇の促進**
 - 年次有給休暇の促進のための設備・機器の導入
 - 業務プロセスの見直し
 - 業務効率化のためのシステム導入

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成金内容については詳しくは、画面をご参照ください。

ご質問の内容にご対応いたします。お問い合わせ先を必ずご確認ください。

申請書の記載事項を参照している「働き方改革推進支援助成金」の申請書は、こちらからダウンロードできます。

令和4年度「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内

令和4年4月1日より、令和3年度より引き続き、勤務間インターバル導入コースを実施しています。本コースでは、勤務間インターバルの導入を図るための取組等を行う中小企業・小規模事業者に対して助成金を支給しています。詳しくは下記をご覧ください。

支援対象となる取組事例

- 勤務間インターバルの導入**
 - 勤務間インターバルの導入のための設備・機器の導入
 - 業務プロセスの見直し
 - 業務効率化のためのシステム導入

勤務間インターバルの導入により、労働時間短縮や年次有給休暇の促進を図ることも可能です。

助成金内容については詳しくは、画面をご参照ください。

ご質問の内容にご対応いたします。お問い合わせ先を必ずご確認ください。

申請書の記載事項を参照している「働き方改革推進支援助成金」の申請書は、こちらからダウンロードできます。

令和4年度「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コースのご案内

令和4年4月1日より、令和3年度より引き続き、労働時間適正管理推進コースを実施しています。本コースでは、労働時間適正管理の導入を図るための取組等を行う中小企業・小規模事業者に対して助成金を支給しています。詳しくは下記をご覧ください。

支援対象となる取組事例

- 労働時間適正管理の導入**
 - 労働時間適正管理の導入のための設備・機器の導入
 - 業務プロセスの見直し
 - 業務効率化のためのシステム導入

労働時間適正管理の導入により、労働時間短縮や年次有給休暇の促進を図ることも可能です。

助成金内容については詳しくは、画面をご参照ください。

ご質問の内容にご対応いたします。お問い合わせ先を必ずご確認ください。

申請書の記載事項を参照している「働き方改革推進支援助成金」の申請書は、こちらからダウンロードできます。

令和4年度「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内

令和4年4月1日より、令和3年度より引き続き、団体推進コースを実施しています。本コースでは、労働時間短縮や年次有給休暇の促進を図るための取組等を行う中小企業・小規模事業者に対して助成金を支給しています。詳しくは下記をご覧ください。

支援対象となる取組事例

- 労働時間短縮**
 - 労働時間短縮のための設備・機器の導入
 - 業務プロセスの見直し
 - 業務効率化のためのシステム導入
- 年次有給休暇の促進**
 - 年次有給休暇の促進のための設備・機器の導入
 - 業務プロセスの見直し
 - 業務効率化のためのシステム導入

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成金内容については詳しくは、画面をご参照ください。

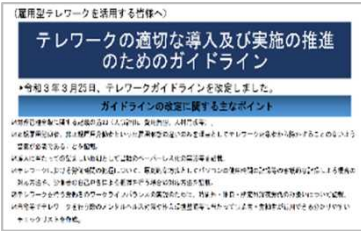
ご質問の内容にご対応いたします。お問い合わせ先を必ずご確認ください。

申請書の記載事項を参照している「働き方改革推進支援助成金」の申請書は、こちらからダウンロードできます。

テレワークの普及促進

【「テレワークガイドライン」の周知】

- 令和3年3月25日に改定された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を紹介する動画を作成し、大阪労働局YouTubeチャンネルに掲載する等、周知・啓発を実施。



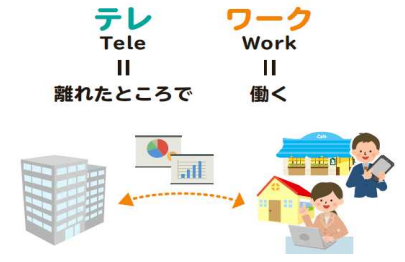
【テレワーク支援に関する情報の一元的な提供】

- テレワークガイドライン及びテレワーク導入のための労務管理等Q&A集等関係資料、その他テレワーク支援に関する情報を大阪労働局ホームページのテレワーク特設ページにまとめて掲載。
- 大阪府内のテレワークを導入している企業の取組事例を大阪労働局ホームページに掲載(令和4年9月末現在で102社掲載)。

大阪労働局テレワーク特設ページのご案内

→大阪府労働局内、テレワークに関する情報を集約し、検索しやすくしています。

1. 届出先テレワーク
2. 届出先テレワーク(在宅ワーク)
3. 人材確保等支援センター(テレワークコース)
4. テレワーク相談センター(専任カウンセラーが対応)
5. 入職・退社ガイドブック(テレワーク版)
6. Web版相談
7. 研修資料
8. アンケート/改善するQ&A
9. 記事/イベント
10. 掲載企業リンク先



【助成金による支援(人材確保等支援助成金(テレワークコース))】

- 良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業者(※)に対し助成金を支給している。
- ※テレワーク勤務を新規に導入する事業者及び試行的に導入している(又はしていた)事業者が対象。

【職業生活と家庭生活の両立支援対策】

育児・介護休業法の改正

【改正育児・介護休業法の履行確保】

- 育児休業を取得しやすい職場環境の整備、男性の育児休業取得促進などを柱とする、改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行されている。
10月からは、子の出生直後の時期に柔軟な育児休業(産後パパ育休)の取得ができるようになり、育児休業の分割取得も可能となった。
- 労働局では、年度当初から改正法の説明会(大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、大阪府・大阪市との共催)等を実施し周知・啓発を行うとともに、指導課に設置されている「育児休業制度等に関する相談窓口」に寄せられる労働者、事業主等からの相談に積極的に対応し、法の履行確保を図っている。
- 令和5年4月には常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主に対し、男性の育児休業の取得状況を年1回公表することが義務付けられることから、義務化対象の企業に対し、あらゆる機会を通じ周知・広報を行っている。

啓発用ポスター



改正育児・介護休業法等セミナー

次世代育成支援対策の推進

【一般事業主行動計画策定届 届出企業数(令和4年9月末現在)】

7,518社(うち100人以下 3,775社) <届出率 96.7%>

【くるみん認定企業数】

認定企業212社(うちプラチナくるみん 20社)

- 行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。
- くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができる。



助成金による支援(両立支援等助成金)

- 育児・介護休業等の円滑な取得、職場復帰に取り組む中小企業を支援。
 - ・出生時両立支援コース
 - ・育児休業等支援コース
 - ・介護離職防止支援コース 等

【申請件数】

コース名	出生時両立支援 (経過措置含む)	育児休業等支援	介護離職防止支援
令和4年度 (9月末現在)	386件	345件	98件
令和3年度	1,315件	969件	131件

【中小企業・小規模事業者等への支援と生産性向上の推進】

働き方改革推進支援・賃金相談センター

- 中小企業や小規模事業者等に働き方改革への理解を促進し、課題に応じた支援を推進するため、平成30年4月から「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設。（令和4年度は、前年度から引き続き大阪府社会保険労務士会に委託。）
- 企業からの電話・来所・メール・オンラインによる相談対応、事業所への訪問コンサルティング、働き方改革関連法セミナーへの参加等が無料で利用できる。
- 昨年度から、業種別事業主団体に対する継続的支援も実施している。

【主な相談内容】

社会保険労務士や経営コンサルタント等のビジネスサポートの専門家が労務管理・賃金制度等の悩みに無料で相談に対応。

- 労働時間の見直し(時間外労働の削減・36協定の締結の仕方など)
- 非正規雇用労働者の処遇改善(同一労働同一賃金ガイドライン対応など)
- 助成金の活用(利用可能な各種助成金に関するアドバイスなど)

助成金による支援(業務改善助成金)

- 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に助成金を支給している。
- 令和4年9月に制度が拡充され、原材料高騰により利益が減少した事業者に対する要件緩和等が行われた。
- 9月の最低賃金周知・支援月間に、働き方改革推進支援・賃金相談センターにおいて、業務改善助成金のセミナーを開催する等、制度の利用促進に向けて集中的な周知を実施した。

【申請件数】

コース名	通常コース	特例コース(※)
令和4年度 (9月末現在)	180件	31件
令和3年度	334件	26件

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が特に厳しい事業者を支援するため、令和4年1月に創設。



労働相談件数

令和4年度 (令和4年9月末現在)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
76,056 件	140,957 件	146,036 件	131,444 件

令和4年度(令和4年9月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は32,379件(42.6%)。

民事上の個別労働相談件数(「労働相談件数」の内数)

令和4年度 (令和4年9月末現在)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
13,070 件	27,747 件	25,330 件	20,434 件

令和4年度(令和4年9月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は1,562件(12.0%)。

個別労働紛争解決促進法に基づく、労働局長の助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの運用状況

労働局長の助言・指導(受付件数)

令和4年度 (令和4年9月末現在)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
374 件	732 件	702 件	729 件

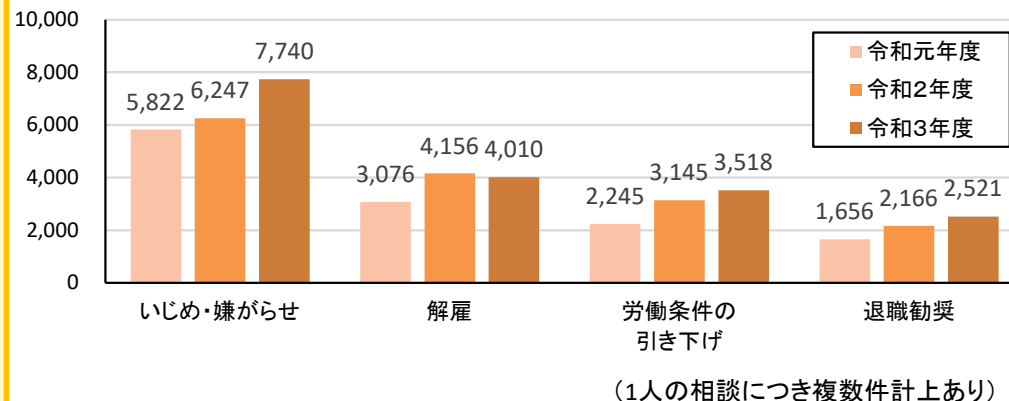
令和3年度に助言・指導を実施した703件のうち、291件(41.4%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせん(受理件数)

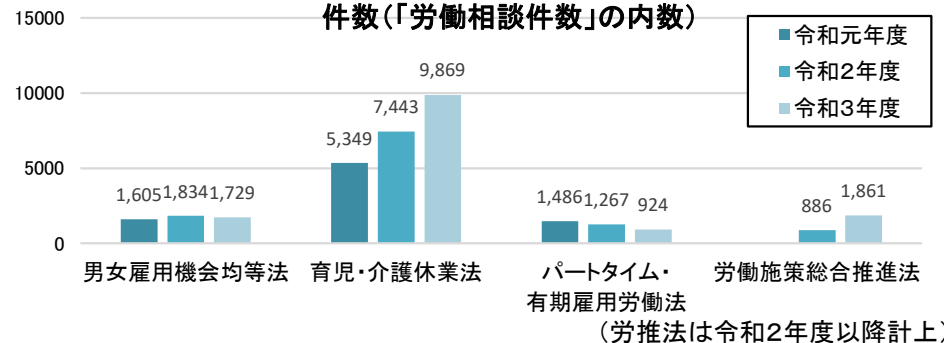
令和4年度 (令和4年9月末現在)	令和3年度	令和2年度	平成元年度
112 件	303 件	297 件	372 件

令和3年度に手続きを終了したあっせん296件のうち、合意成立件数は96件(32.4%)であった。

民事上の個別労働相談内容の内訳(上位4位)



(参考) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法(パワハラ)に係る相談件数(「労働相談件数」の内数)

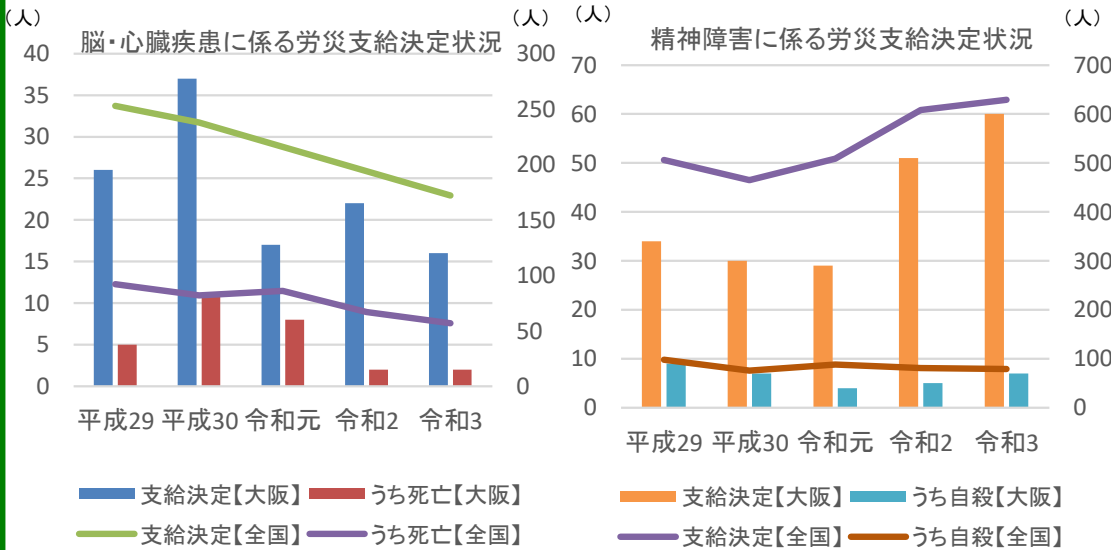


(4) 労働基準の分野

【過重労働による健康障害の防止】①

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導状況

◆監督指導の強化

- 各種情報から月80時間を超える時間外・休日労働があると考えられる事業場等に対して重点的に監督指導を実施しました。
- 違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する全社的な是正指導や是正指導段階での企業名公表などを行います。
- 重大・悪質な違反が確認された場合は、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が、捜査を行います。

◆令和4年度における監督指導状況（令和4年9月末現在の速報値）

	実施事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不 払残業	健康障害 防止措置
合計	703 (100%)	592 (84.2%)	312 (44.4%)	81 (11.5%)	211 (30.0%)

◆長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果から見た大阪府における働き方改革推進状況

	令和4年度	令和3年度
1 監督実施事業場	703	1,274
2 違法な時間外労働が認められたもの	312(44.4%)	463(36.3%)
3 上記2のうち、時間外・休日労働の実績が最長の労働者の時間数が、		
(1) 月80時間を超えるもの	151(48.4%)	217(46.9%)
(2) うち、月100時間を超えるもの	103(33.0%)	140(30.2%)
(3) うち、月150時間を超えるもの	32(10.3%)	38(8.2%)
(4) うち、月200時間を超えるもの	8(2.6%)	9(1.9%)
4 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	329(46.8%)	591(46.4%)
5 上記4のうち、時間外・休日労働を月80時間以内へ削減するよう指導したもの	207(62.9%)	304(51.4%)

※ 令和4年度の数値は令和4年9月末現在の速報値。

ストレスチェック制度の実施状況

(常時使用する労働者が50人以上の事業場)

【目標】

- ◎ストレスチェックに取り組んでいる労働者数50人以上の事業場の割合を2022年(令和4年)までに90%以上とする
- ◎ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を2022年(令和4年)までに85%以上とする



【令和3年における実施状況】

- ◎事業場の86.2%がストレスチェックを実施
- ◎受検労働者で面接指導を受けた者の割合はごく少数
- ◎実施事業場の88.1%の事業場が集団分析を実施

- 大阪労働局公式YouTubeチャンネルにおいて、動画「ストレスチェックを実施しましょう!」を配信
- 大阪産業保健総合支援センターに対する情報提供、情報交換
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等を活用した周知を実施

【過重労働による健康障害の防止②・労働条件の確保・改善対策の推進】

11月 過重労働解消キャンペーン

行政運営方針
【2-4】

◆重点監督の実施

- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等長時間労働が行われていると考えられる事業場等
- ②労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を対象に、重点監督を実施。
⇒ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検も視野に入れて対応（送検した場合、企業名等を公表）。

◆労使の主体的な取組の促進

10月24日に、大阪労働局長及び大阪府知事連名の依頼文書により、日本労働組合総連合会・大阪府連合会、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、堺商工会議所、大阪府商工会連合会、大阪府中小企業団体中央会 に対し、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組の協力依頼を実施しました。

◆過重労働に関する相談の集中的な受付

11月1日(火)から11月5日(土)の間を、過重労働相談受付集中期間とし、過重労働に関する相談を積極的に受け付けました。

過重労働解消相談ダイヤル
11月5日(土)9:00~17:00に、労働基準監督官がフリーダイヤルで電話相談を受け付ける「**過重労働解消相談ダイヤル**」を大阪を含む全国主要都市で実施しました。



◆労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問

訪問日: 令和4年11月11日
訪問先: 大阪ガス株式会社

大阪労働局HPやYouTubeチャンネルで紹介します。

◆過労死等防止対策推進シンポジウム



日時: 11月22日(火) 14:00 ~ 16:30
場所: コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3
※新型コロナウイルス感染症対策を実施して行います。

労働条件の確保・改善対策の推進

行政運営方針
【4-1-③】

◆監督指導件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施件数	4,693	3,513	4,169
うち違反件数	3,278	2,540	2,963
違反率	69.8%	72.3%	71.1%

※監督指導実施件数のほか、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる啓発指導等を、令和2年 5,617件、令和3年 4,103件、令和4年 1,948件実施している。
※令和4年の数値は令和4年9月末現在の速報値。

◆申告監督件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
申告監督実施件数	1,718	1,428	1,172
うち違反件数	1,057	937	771
違反率	61.5%	65.6%	65.8%

※令和4年の数値は令和4年9月末現在の速報値。

◆送検件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
労働基準法違反	35	30	18
労働安全衛生法違反	51	48	28
合計	86	78	46

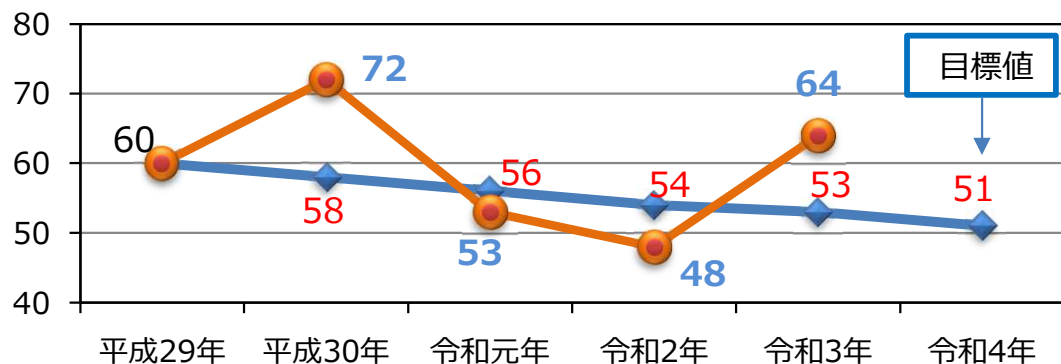
※令和4年の数値は令和4年9月末現在の速報値。

【労働条件が確保され安全に働くことができる職場の実現】①

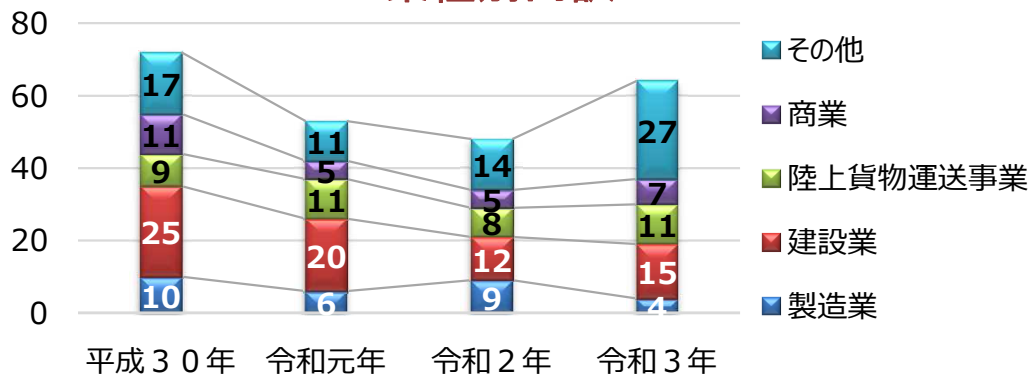
行政運営方針【4-1】

死亡災害【目標】

平成29年と比較して、令和4年までに15%以上の減少

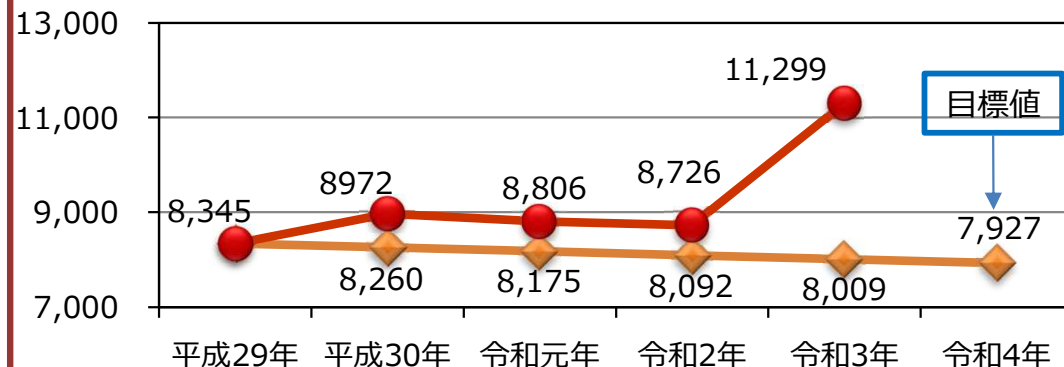


業種別内訳

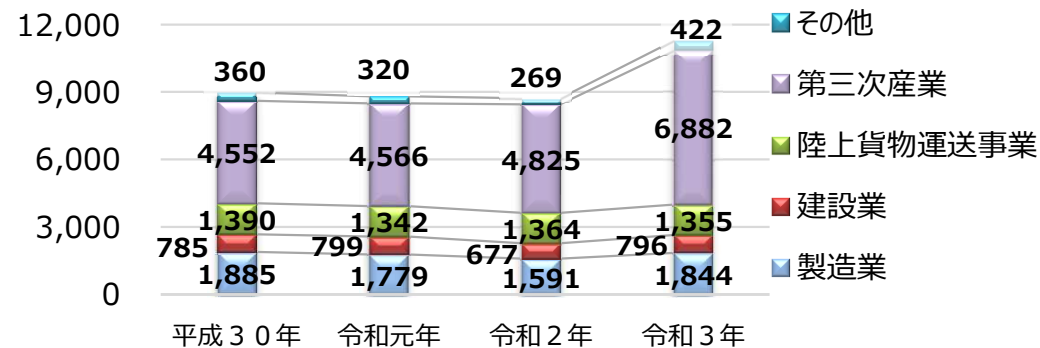


死傷災害【目標】

平成29年と比較して、令和4年までに5%以上の減少



業種別内訳



大阪労働局第13次労働災害防止推進計画

労働災害を少しでも減らし、安心して働くことができる職場の実現に向け、平成30年度を初年度として、5年間にわたり国が取り組む事項を定めた「労働災害防止計画」を踏まえて、大阪労働局が重点的に推進する事項を定めた計画です。

計画期間：平成30年度から令和4年度までの5か年

リスク“ゼロ”大阪推進運動

計画期間：平成30年から5か年

リスク“ゼロ”大阪推進運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、5つの活動に取り組むことにより、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

～取り組もう！ 5つの活動～

命綱GO活動

今日も一日ご安全に活動

【労働条件が確保され安全に働くことができる職場の実現②】

死亡災害撲滅に向けた取組

行政運営方針
【4-1-①】

1 「STOP!!死亡災害2022」活動の推進

令和4年6月～8月の3か月間、「STOP!!死亡災害2022」活動を展開し、リスク“ゼロ”大阪推進運動に強力に取り組むことにより、労使、関係者が一体となった労働災害防止活動の徹底を推し進めました。

また、製造業、建設業において死亡災害が急増したことから、災防団体等に対して緊急要請文書を発出し、積極的に周知を行いました。



2 積極的な広報活動

大阪労働局公式YouTubeチャンネルに令和4年全国安全週間準備期間中、局幹部のメッセージを配信。また、「STOP!!死亡災害2022～建設業編～」などの動画を配信し、広く周知・啓発活動に努めています。

3 墜落災害防止対策の展開

要求性能墜落制止用器具の適正な使用の徹底とフック掛け替え時の墜落を防止する2丁掛け墜落制止用器具の使用促進等を勧める「命綱GO活動」(いのちつなごう活動)を引き続き展開していきます。



4 パトロールの実施

局署合同のトラックターミナルパトロール、クレーン協会及び建荷協と合同での機械災害防止パトロール、建設業労働災害防止協会と連携した「ご安全に運動」パトロールを実施しました。

5 年末における労働災害防止の強化

年末は工事が輻輳することによる災害発生が懸念されることから、近畿各労働局と連携し、一斉監督指導を実施。緊急要請に伴う労働局長建設現場安全衛生パトロールを実施する。各労働基準監督署においても労働災害防止に向けた指導等を集中的に実施する予定としています。

6 冬季死亡災害防止強化期間の設置

1～3月期の死亡災害件数を抑え込むことで年間発生件数の減少を図ることを目的に、令和5年1月1日から3月31日までを冬季死亡災害防止強化期間と定め、墜落災害の防止、交通労働災害の防止を重点に取り組みます。

減少がみられない災害への対策の推進

行政運営方針
【4-1-②】

【目標】

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

■ 第三次産業に対する取組

- 多店舗展開し、大阪府内に本店を置く事業場小売業5社と健康保険組合連合会及び中央労働災害防止協会近畿安全衛生サービスセンターをアドバイザーとした「+Safe協議会」を6月に開催した。
- 安全週間準備期間中の取組として、「+Safe育成支援事業場(小売業)」に対して局長パトロールを実施した。
- 「今日も一日ご安全に活動」、「安全見える化活動」等の安全衛生意識の啓発に向けた取組の強化を図る。



■ 陸上貨物運送事業に対する取組

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づき、基本的な安全対策の徹底を図る。

全国安全週間準備期間中に管内の物流ターミナルに対し、労働基準部長による安全衛生パトロールを実施し、併せて、トラックターミナル及び物流拠点を管内に有する労働基準監督署6署による広報パトロールを実施した。



■ 大阪労働局公式YouTubeチャンネルを活用した広報

コロナ禍により、大阪労働局公式YouTubeチャンネルを活用し、積極的に周知啓発活動に努めた。

「遺族からのメッセージ」を含めた各種業界(製造業、建設業、陸上貨物運送事業ほか計6業種)に向けた全国安全週間メッセージ動画を配信したほか、「社会福祉施設における災害事例と防止対策」等といった災害事例に基づく動画を配信し同種災害の防止の徹底を図った。

【安全で健康に働くことができる職場づくりの推進】①

事業場における治療と仕事の両立支援

行政運営方針【4-2-④】

【目標】治療と仕事の両立支援に係る説明会を前年度の実績以上の開催回数を目指す。

- ・全国労働衛生週間中10月3日に開催した「大阪職場の健康づくりフォーラム」において、「治療と仕事の両立支援」をメインテーマに取り上げて、両立支援についての周知を行った。
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」普及のため、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターと共催でセミナーを開催し周知を行った。（開催回数は5回（うち9月末までに3回）開催、前年度開催回数（4回）以上開催する予定）
- ・地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チーム会議を開催し、チーム構成員の活動等を共有するとともに、企業、医療機関等関係者との連携を強化する。（12月開催予定）



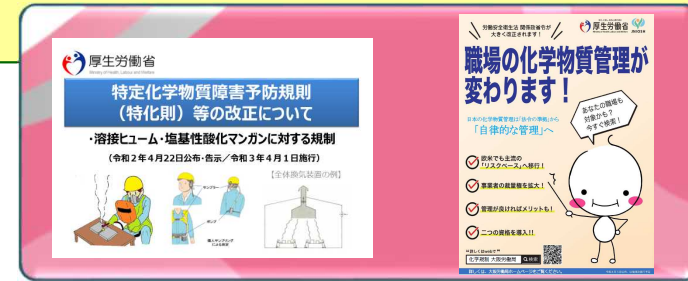
化学物質を中心とした健康障害防止対策の推進

行政運営方針【4-1-②】

化学物質による健康障害防止対策

- ・「化学物質管理・指導5か年計画」（2018年～2022年）により、化学物質製造者及び化学物質を譲渡・提供する事業者並びに化学物質取扱事業場を対象として、中長期にわたる計画的な指導を実施。
- ・溶接ヒューム等に対する新たな規制が加えられた改正特定化学物質障害予防規則等について、動画等による周知を実施。新たな化学物質規制について、新しいリーフレットを作成して周知を実施。

特化則 動画視聴回数 8816件（9月末）

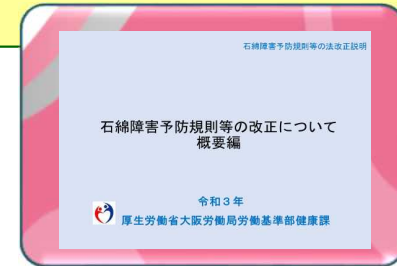


石綿による健康障害防止対策

- ・解体工事の施工にあたっての石綿の使用状況についての事前調査（調査方法の明確化、事前調査・分析調査を行う者の要件新設、一定規模以上の解体・改修工事の事前調査結果の電子システムによる報告制度の新設）、労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存のため（事業廃止時も含め）ばく露状況などの情報を確実に保存すること等、改正石綿障害予防規則の内容について周知を行った。

WEB形式による説明会を開催（大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、建災防大阪府支部と共催でWEB形式で4回開催）
大阪労働局YouTubeチャンネルにより、改正石綿障害予防規則の解説動画を配信

石綿（概要・詳細）動画視聴回数7160件（9月末）



職業性疾病等予防対策の推進

行政運営方針【4-1-②】

熱中症予防対策

【目標】職場での熱中症による死傷災害を2013年から2017年の5年間（休業4日以上132件）と比較して、2018年から2022年までの5年間で20%以上減少させる。（最終年の9月末現在速報値で253件）

- ◆早い時期から熱順化及びWBGT値の確認を実施するよう専用リーフレット等により呼びかけ
- ◆STOP！熱中症クールワークキャンペーンの展開
- ◆熱中症予防専用ページを開設するとともに、大阪労働局YouTubeチャンネルに動画配信
- ◆熱中症対策セミナーを大阪産業保健総合支援センターと共催



最低賃金制度の適切な運営等

大阪府の最低賃金一覧

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	1,023円	令和4年10月1日
塗料製造業	1,031円	令和4年12月1日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業	1,028円	
鉄鋼業	1,023円	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
自動車・同附属品製造業		
自動車小売業		

最低賃金履行確保に向けた取組

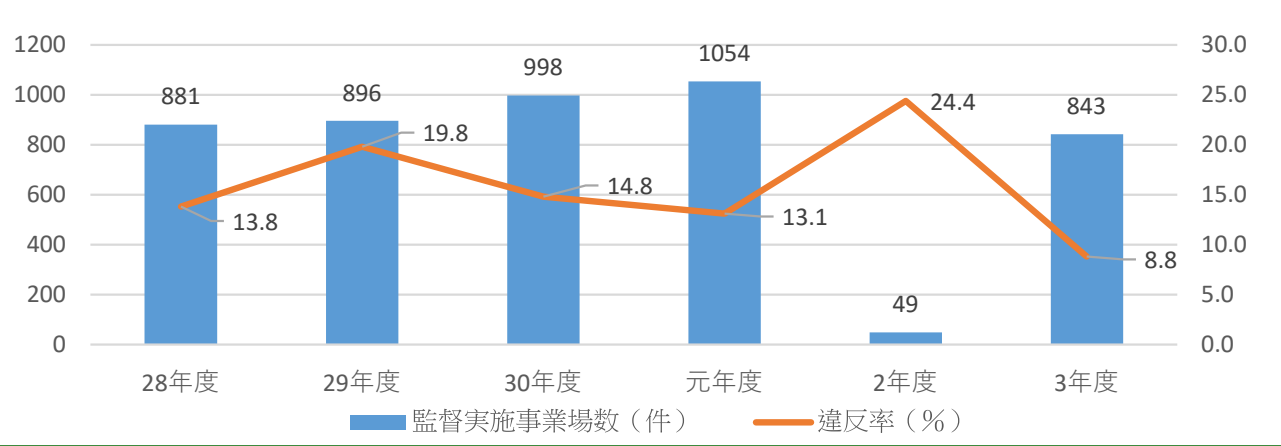
最低賃金周知・支援月間の設定

- 期間: 令和4年9月1日～9月30日
- 趣旨: 大阪府最低賃金の確実な履行確保を図るためには、積極的な広報活動等による的確な周知を図るとともに新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組むことが重要であるという観点から、大阪労働局において「最低賃金周知・支援月間」を設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金、雇用調整助成金の支援策についても併せて周知を行い、利活用を勧奨することとした。
- 連携: 局労働基準部、雇用環境・均等部、職業安定部及び各労働基準監督署が連携して実施。
- 広報: 大阪府、各市町村、使用者団体、労働者団体等に対して広報誌への掲載、ポスターの掲示、各種リーフレットの配架など周知依頼を行った。**【自治体広報誌への掲載率 77.3% (10月14日現在)】**
金融機関との包括連携協定を活用し、大阪信用金庫・池田泉州銀行等に対して、広報誌への掲載、各支店でのリーフレットの配架等を行った。
ケーブルテレビの地域ニュース番組に出演し、最低賃金額及び各種支援策について周知した。

その他の取組

- 大阪市・堺市と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、業務委託契約等受注業者の最低賃金履行確保に係る情報提供を制度化した。
- 大阪府が契約発注時に配布するリーフレットに最低賃金の情報を掲載し、最低賃金の履行確保を徹底した。
- 大阪働き方改革推進会議に設置された「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を開催し、関係団体・関係省庁との連携を強化した横断的な周知を強化した。

最低賃金主眼監督・監督件数及び違反率の推移



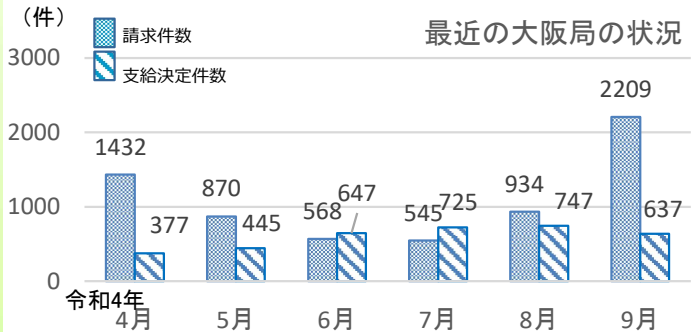
【労災補償対策の推進】

新型コロナウイルス感染症の労災請求事案への迅速・的確な調査の実施

○新型コロナウイルス感染症に係る労災請求が増大しており、本省通達に基づく迅速かつ的確な調査、決定を行う。また、集団感染が発生した事業場が確認された場合等には必要に応じ、事業場等に対し労災請求勧奨を行う。

【大阪局の状況(累計)】 (令和4年9月末現在)

○「請求件数」10,510件 ○「支給決定件数」6,833件



職場で新型コロナウイルスに感染した方へ
業務によって感染した場合、
労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が不明なことが明らかでない場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した可能性が高い場合

※(例) 感染者の発生が確認された労働現場下の店舗
※(例) 感染者の発生が確認された労働現場下の店舗
※(例) 感染者の発生が確認された労働現場下の店舗

■医師・看護師等の職務中に感染する方については、業務外で感染したことが明らかでない限り、原則として対象

■症状が軽微し(軽微な症状あり)、療養が必要と認められる場合も保険給付の対象

労災保険の種類

労災に該当して診断した労働者の方やそのご家族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のように保険給付を受けられます。

- 療養給付(療養期間中は労務参加が認められ、休業給付が適用される場合があります)
- 障害給付(障害1級以上の場合に労務参加が認められ、障害給付が適用される場合があります)
- 葬祭給付(葬祭費用が支給されます)
- 遺族給付(遺族が労務参加が認められ、遺族給付が適用される場合があります)

※労務参加とは、労務参加の要否を判断するためのものです。

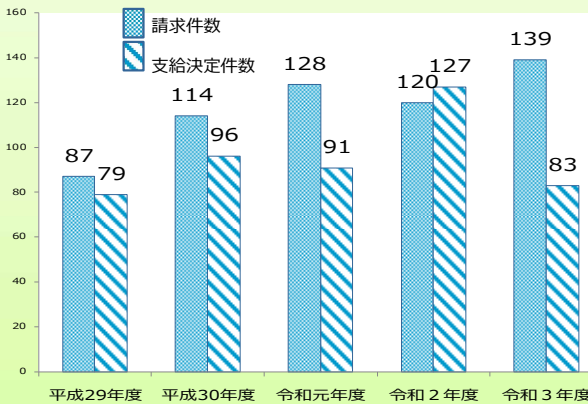
※労務参加とは、労務参加の要否を判断するためのものです。

※労務参加とは、労務参加の要否を判断するためのものです。

石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底

【令和3年度大阪局の状況】

- 「請求件数」139件 (前年度比19件増加)
- 「支給決定件数」83件 (前年度比44件減少)



○毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表している(全国)。※平成17年7月の第1回公表以来、令和2年度分で延べ16,234事業場を公表している。

○石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての補償もれがないよう、労災請求等の一層の促進を図っていく。

迅速・適正な労災補償の実施

○過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移している。

○過労死等事案の事務処理にあたっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を確実に実施するとともに、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を一層推進する。なお、脳・心臓疾患労災認定基準は、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価することを明確化するなど、令和3年9月に改正が行われた。

○労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行う。

脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント

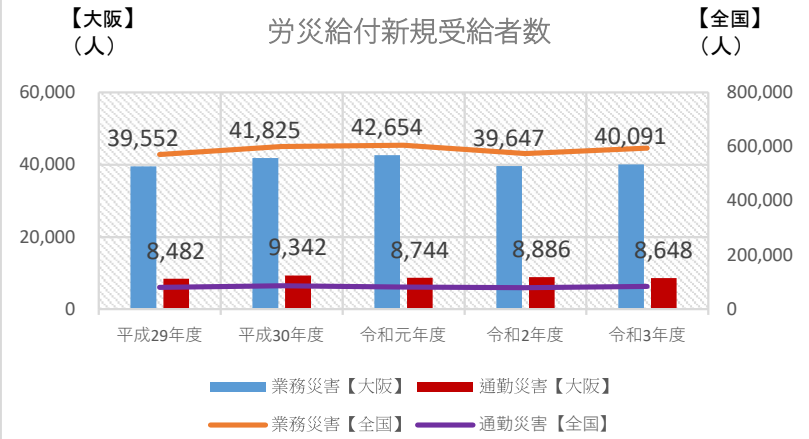
- 1 長期間の過労業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化した**
- 2 長期間の過労業務、短期間の過労業務の労働時間以外の負荷要因を明示しました**
- 3 短期間の過労業務、異常な出来事との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました**
- 4 労務参加に「意欲的な心不全」を新たに追加しました**

【改正】 労務参加に「意欲的な心不全」を新たに追加しました。

【改正】 労務参加に「意欲的な心不全」を新たに追加しました。

【改正】 労務参加に「意欲的な心不全」を新たに追加しました。

大阪局保険給付状況(新規受給者数)



(5) 職業安定分野

【新型コロナウイルス感染症の影響に対応した取組の推進】

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した取組

【雇用維持の取組】

○雇用調整助成金の特例措置

- ・令和2年1月24日から適用期間とし、緊急対応期間(4月1日～)の休業等に適用。
- ・令和4年10月～特例措置について、**企業の新たな人材獲得の制約にならないよう段階的縮小**を実施。
 - ①業況特例、地域特例及び原則的な措置は11月末まで現行の助成率
 - ②日額上限を、業況特例・地域特例で12,000円、原則的な措置は8,355円に改正
- ◆支給実績(9月末時点) 支給申請累計:761,045件 支給決定累計:756,231件(決定率99.4%)



(人材情報交換会における相談ブースの様子)

○在籍型出向等支援事業

- ・協議会(※1)とともに、在籍型出向及び産業雇用安定助成金の制度周知・活用促進に取り組んでいる。
(今年度、大阪働き方改革推進会議の重点取組の1つにも位置づけられている。)
 - ① 当局主催セミナーの開催、他団体主催セミナー等への講師派遣による周知、活用促進
 - ・9月12日、10月7日、10月31日 在籍型出向セミナー ほか
 - ② 他団体主催イベントへの参画
 - ・10月14日 2022年度人材情報交換会(主催:産雇センター(※2)、共催:協議会)
当局は、相談ブースを設置し、産業雇用安定助成金等に関する相談に対応。
 - ③ 雇用調整助成金を利用している事業所への制度案内・説明、産雇センターへの円滑な誘導
 - ④ その他、協議会構成員の会報、メルマガ、SNS、HP等にて制度周知を実施。
- (※1:大阪府在籍型出向等支援協議会、※2:公益財団法人産業雇用安定センター大阪事務所)



(在籍型出向セミナーの様子)

○産業雇用安定助成金

- ・在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向経費等の一部を助成する制度として創設。
- ・人材の有効活用をはかり、円滑な労働移動を推進するため令和4年10月に制度改正(支給期間の延長、支給対象労働者数の上限撤廃、出向復帰後の訓練に対する助成)。
- ◆計画受理状況(9月末時点) 出向労働者数:2,639人 出向元事業所数:210所 出向先事業所数:362所 支給決定累計:1,357件

【「人への投資」に関する取組】

【人材開発の取組】

○人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の創設

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、デジタル人材育成の強化等を行うために把握した民間ニーズを活かした「人への投資促進コース」を新設。
- ・職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練経費の一部を助成。
- ・メニューは定額制訓練、デジタル・成長分野、IT分野未経験者、自発的能力開発、教育訓練休暇。
- ・政府全体の重要事項であり9月及び10月には制度の見直しを実施し、積極的な活用に向けた周知広報の取組を行う。

【職業訓練を活用した人材育成支援】

○デジタル推進人材の育成

- ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、デジタル推進人材を育成
- ・デジタル推進人材を育成するため、IT分野の訓練コースの設定・誘導を強化するための様々な取組を実施

○地域職業能力開発促進協議会の設置

- ・改正された職業能力開発促進法により地域職業能力開発促進協議会が法定化され、「大阪府地域職業能力開発促進協議会」を設置(令和4年11月8日に第1回会合を開催)
- ・地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施
- ・職業訓練効果の把握・検証等を行うための議論を展開

○公的職業訓練の周知・受講勧奨

- ・周知用パンフレット「ハロートレーニング」及び「事業主向け公的職業訓練周知用リーフレット」を配架
- ・ハローワーク内に公的職業訓練周知用ディスプレイを設置し、PR動画を配信
- ・ホームページによる公的職業訓練及び訓練関係情報の周知
- ・SNS(YouTube、LINE、Twitter)を活用し、ハローワークを利用していない層を含めた幅広い層に対する情報の発信

○訓練受講者等の実績

	応募者数	受講者数	就職件数
令和2年度	14,522	8,731	4,260
令和3年度	14,042	9,077	5,024
令和4年度 (9月末時点)	7,061	4,747	2,824

※応募者数・受講者数については各年度ごとに算出
 ※就職数については、訓練修了3か月後の件数を計上



※LINEによる訓練募集情報の発信
 友だち登録件数
 21,080件
 (令和4年9月末現在)



【雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進 行政運営方針
【3-1】

○雇用失業情勢
・有効求人数の持ち直しが見られる一方で、求職活動がコロナ禍において長期化するなど、有効求職者数が高止まりしているため、求職者・求人者の効果的なマッチング支援が重要

○対面によるサービスの拡充
・コロナ禍により、集合形式のイベントが減少していたが、感染防止対策を徹底した上で徐々に再開し、**求職者と求人者が直接触れ合うことができる機会を拡充**

○ハローワークシステムの刷新による機能拡充
・三度に渡る追加リリースを経て、求職者マイページ・求人者マイページによりオンラインで可能なサービスが拡充
・求職者の希望条件に合った求人を選定して求職者マイページ機能を活用し、積極的に求人情報を提供

○求人充足のための求人者支援
・事業所訪問等による詳細な求人情報の収集、求職者の声を求人者に反映させることで求人への応募を促進



■刷新後の機能を活用した各所の取組



○オンラインツールを活用した取組
・**利用者の多様なニーズに対応**するため、ハローワークサービスを利用する新たなチャンネルとして対象者を広げるためにオンラインツールを活用したセミナー、面接会、職場見学等を実施

人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進 行政運営方針
【3-2】

○人材確保対策推進事業の実施
・府内10か所のハローワークに人材確保対策コーナーを設置
・業界団体との連携による業界の魅力発信、事業主への求人充足支援、求職者への個別支援を実施



【介護関係】
介護のしごと就職フェアを、あべのハルカスにて開催
令和4年11月11日(金)開催



【就職フェア】
就職面接会・説明会や各業界団体と連携し、職業理解セミナーや職業体験会&相談会を開催
令和4年10月6日
参加者:218名



【建設分野】
建設業の魅力を発信すべく、11か所のハローワークで「建設のおしごとミニ体験会」を開催
令和4年9月~10月開催

【地方自治体との連携による就職支援】

地方自治体との連携

雇用対策協定の締結状況

7自治体と締結
(令和4年9月末現在)
大阪府
堺市
東大阪市
高槻市
吹田市
寝屋川市
柏原市

■ 藤井寺市・藤井寺市商工会との連携イベント
(藤井寺ジョブマッチング合同面接会atイオン藤井寺)

地元自治体と連携し、様々な取組を実施

■ 堺市との連携イベント
(堺職のパネル展&相談会inアリオ鳳)

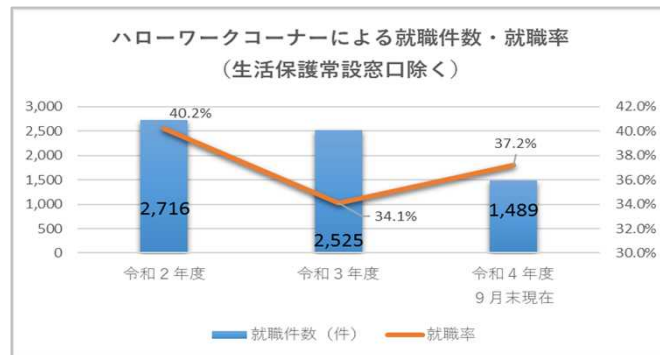
■ 茨木市との連携イベント
(茨木市就労支援フェア合同就職面接会)

■ 門真市・守口市・守口門真商工会議所との連携イベント
(合同企業就職面接会)

■ 八尾市との連携イベント
(マザーズおしごとフェアin八尾)

一体的実施の取組

- 大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市と7拠点で実施
- ハローワークコーナーによる就職件数(生活保護常設窓口を除く)
1,489件 (令和4年9月末現在)対前年同期比**26.2%増加**

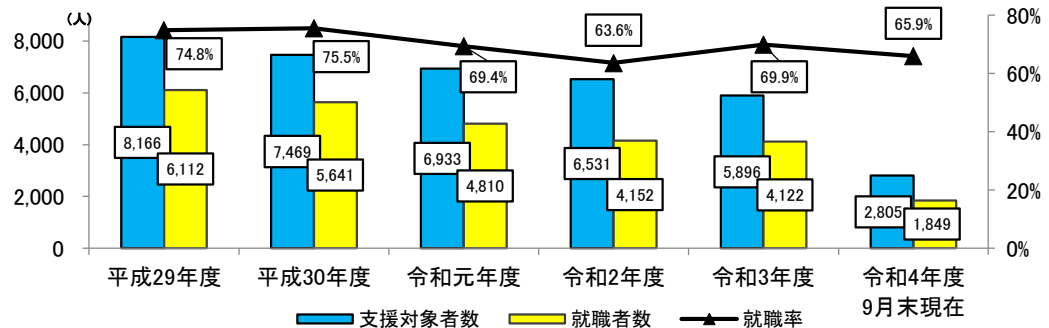


■ 令和4年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面においても、感染防止対策を徹底した上で、通常通り開庁し、業務を実施
■ 自治体等と定期的な情報交換を行う等、連携強化を図っている

生活保護受給者等に対する就労支援

- 生活保護受給者等の生活困窮者に対して、福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置(大阪府内計21か所)や巡回相談といったワンストップ型の就労支援を実施

- 生活保護受給者等に対する支援実施状況(令和4年9月末現在)
・就職率 65.9%(目標との差+2.6pt) ・就職件数 1,849件(目標達成率48.4%)



【若者・女性に対する雇用対策の推進】

新規学卒者に対する就職支援の取組

行政運営方針【2-2-⑤】

○大阪新卒応援ハローワークの取組

大学への恒常的な訪問による連携、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたサービス業界を対象とした合同企業説明会や大学4回生等向けに合同就職面接会、自己理解や面接対策等各種セミナーを実施。



サービス業界合同企業説明会



4回生向け合同就職面接会



グループワークセミナー

○フレッシュ就職フェア2022の開催

年内の内定・就職を目指す学生や若者を対象とした「合同就職面接会」を開催。
10月5日(水)開催 32社
参加者のべ194名



フレッシュ就職フェアの様子

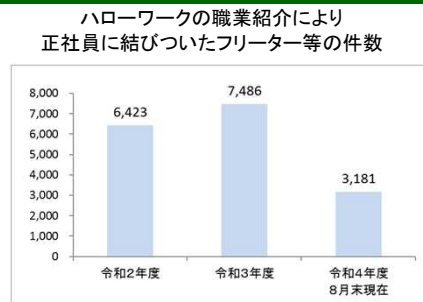
フリーターに対する正社員就職支援の取組

行政運営方針【2-2-⑤】

○ハローワークによる支援

わかものハローワークを中心に担当者制による個別支援、各種セミナーを実施

ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数
3,181件 (令和4年8月末現在)



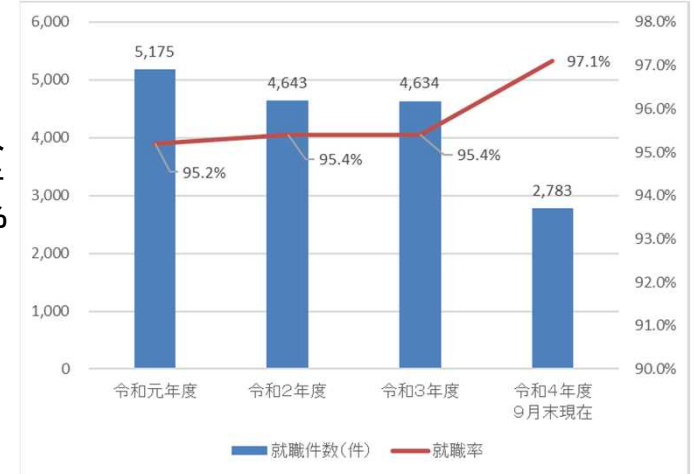
マザーズハローワーク事業の推進

行政運営方針【2-2-②】

○マザーズハローワーク事業の取組

大阪府内の2か所のマザーズハローワークと13か所のマザーズコーナーを拠点として、子育てと仕事の両立を希望される方に担当者制の個別支援をはじめとする各種支援を実施。

重点支援対象者に対する担当者制
支援対象者数 2,866人
就職件数 2,783件
就職率 97.1%
(令和4年9月末現在)



○マザーズイベントの開催

9月から11月にかけて、各拠点で就職面接会・グループワーク・セミナー等の就職関連イベントを実施。



座談会・就職支援セミナーの様子



【障害者・高齢者・外国人に対する雇用対策の推進】

障害者などの雇用対策の推進

行政運営方針
【3-4】

○ハローワークにおける障害者就職件数
3,985件(令和4年9月末現在)



○障害者雇用優良中小事業主認定制度
認定事業所数: 15社(令和4年9月末現在)



障害のある方対象
就 職 面 接 会
参加企業 50社 (予定)
参加費 無料
事前予約制

2022.9.28(水) 11:00~17:00

参加申込受付: 9月13日(火) 開始!
対象: 就職を希望する障害のある方
場所: マイドームおおさか 3階ホール(大阪市中央区南船場2-5)

同時開催イベント
おおさか福祉オープン・キャンパス(障害者就職支援サービスの見本市)
職業訓練相談コーナー(大阪府)

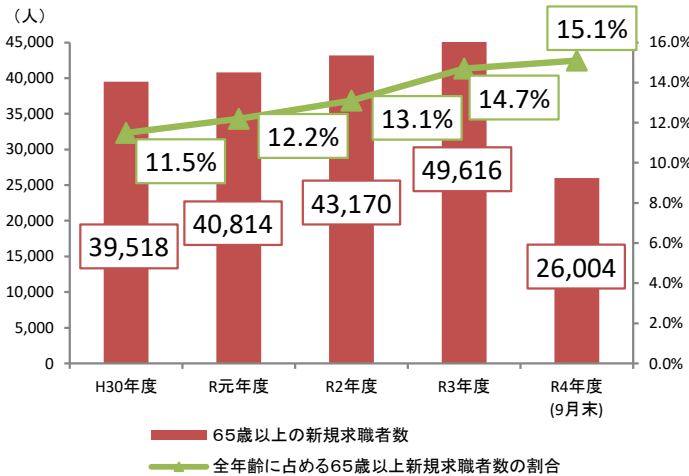
○障害者就職面接会
令和4年9月28日(水)
会場: マイドームおおさか
参加企業: 50社

高齢者の雇用対策の推進

行政運営方針
【2-2-③】

○生涯現役支援窓口での就職支援
・生涯現役支援窓口において65歳以上の高齢者を重点的に担当者制による個別相談や各種セミナー、就職面接会等を実施

生涯現役支援窓口での65歳以上就職件数
1,873件(目標達成率60.7%)
(令和4年9月末現在)



○改正高齢者雇用安定法の周知
・70歳までの就業確保措置を講じることを定めた改正高齢者雇用安定法(令和3年4月1日施行:努力義務)について、その円滑な導入に向け、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施。

外国人の雇用対策の推進

行政運営方針
【3-5】

○ウクライナ避難民に対する就労支援

大阪外国人雇用サービスセンターに令和4年5月20日(金)からウクライナ語通訳員を配置し「ウクライナ避難民就労支援窓口」を設置
新規求職申込件数 22件
紹介件数 17件
就職件数 10件
(令和4年9月末現在)

MHLW 労働政策局 ハローワーク
ウクライナのみならず
DOBRYI DEN!
おはようございます!

大阪外国人雇用サービスセンターに
ウクライナ避難民就労支援窓口を開設

大阪外国人雇用サービスセンター(ハローワーク)です。

おはようございます。
ウクライナ避難民の皆さまに
日本語の通訳員を配置し、個別の
相談や面接のサポートを行います。

お問い合わせ先
大阪外国人雇用サービスセンター
〒550-0001 大阪市東淀川区西中島1-1-1
TEL: 06-7709-9465
E: osgaisen-ukr@mhlw.go.jp

○外国人留学生WEB企業説明会2022

令和4年6月20日(月)~6月30日(木)
大阪外国人雇用サービスセンターのYouTubeチャンネルにて各企業のPR動画を配信
参加企業 53社
動画視聴回数 3,382回
紹介件数 345件

2022.6.20~2022.6.30 近畿ブロック外国人留学生WEB企業説明会

外国人留学生
WEB企業説明会
2022

YouTube
6/20(月) 9:00 ▶
6/30(木) 12:00

参加企業 53社
動画視聴回数 3,382回
紹介件数 345件

○外国人労働者雇用啓発セミナー

令和4年6月24日(金)
外国人労働者の雇用管理指導及び不法就労の防止を目的とした雇用啓発セミナーを開催
会場(大阪府社会保険労務士会館)とZoomのハイブリッドセミナー
会場参加数 21社
Zoom視聴数 314名

外国人労働者
雇用啓発セミナー

令和4年6月24日(金) 14時~16時20分

定員 50名
Zoom参加 500名

会場参加 30名
Zoom参加 500名

外国人労働者雇用管理のポイント(原簿)
外国人労働者の雇用管理のポイント
外国人労働者の雇用管理のポイント

外国人労働者雇用管理のポイント(原簿)
外国人労働者の雇用管理のポイント
外国人労働者の雇用管理のポイント

外国人労働者雇用管理のポイント(原簿)
外国人労働者の雇用管理のポイント
外国人労働者の雇用管理のポイント

【就職氷河期世代に対する就職支援の取組】

○集中支援期間を延長(「第二ステージ」へ)

- ・府内6か所(梅田、大阪東、阿倍野、堺、布施、枚方)のハローワークに設置している「35歳からのキャリアアップコーナー(就職氷河期世代支援窓口)」を中心に就職支援を実施。
- ・就職氷河期世代について、令和2年度からの3年間の**集中支援期間を延長**し、令和5年度から2年間「**第二ステージ**」として政府を挙げて支援に取り組む。

○ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いた就職氷河期世代(35歳～54歳)の不安定就労者・無業者の件数
5,366件、進捗率55.6%(令和4年9月末現在)

○ハイブリッド型セミナーの実施

- ・専門窓口設置所を中心に府内のハローワークをZoomで接続し、複数会場において同時開催
- 「プロの落語家が楽しく語る仕事とコミュニケーションがラクになる講座
～おまけの落語一席付き～」
令和4年6月8日開催
合計200名【本会場30名、サテライト会場(8か所)170名】
- 「～正社員就職を目指す就職氷河期世代の方へ
～未来を見る！セミナー～」
令和4年7月5日開催
合計163名【本会場54名、サテライト会場(7か所)109名】
- 「就職氷河期世代のFPと考える！これからのお金と仕事こと」
令和4年8月9日開催
合計215名【本会場15名、サテライト会場(9か所)200名】
- 「就職活動で結果を出すヒント 採用担当者はココを見ている！！」
令和4年9月2日開催
合計168名【本会場18名、サテライト会場(9か所)150名】



○事業主向けセミナーの開催

- ・就職氷河期世代の積極的な採用、正社員化等の気運の醸成を目的とした事業主向けセミナーを開催
- ・「人口減少を勝ち抜く人材活用セミナー
～ミドル世代の採用から戦力化まで～」
令和4年6月27日開催
参加者71名

○面接会の開催

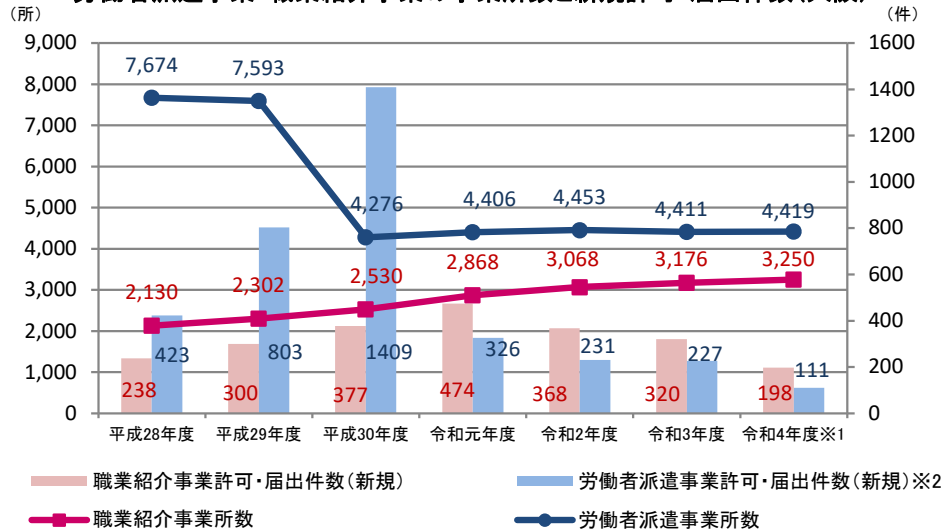
- 「35歳からのキャリアアップ就職面接会WEEK」
専門窓口設置所を中心に毎月第3週にミニ面接会を集中的に開催。
- 「35歳以上のミドル世代のための合同企業説明会」
梅田センタービル 梅田クリスタルホール
令和4年9月27日開催
参加企業30社、参加求職者203名

(6) 需給調整事業の分野

許可事業者等への法制度の周知徹底

労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

労働者派遣事業・職業紹介事業の事業所数と新規許可・届出件数(大阪)



※1 令和4年度は令和4年9月1日現在の数値

※2 平成30年度の労働者派遣事業所数の減少については、平成27年の法改正により、届出制の派遣事業が廃止されて全て許可制となり、経過措置期限である平成30年9月29日までに許可制への切り替え申請を行わなかった届出制の旧特定派遣事業者は、全て廃止となったことによるもの。

- ①新規事業者向け説明会(9月末現在)
労働者派遣事業 6回 24名(前年同期実績:2回 5名)
職業紹介事業 6回 22名(前年同期実績:2回 5名)
- ②新規許可・更新後説明会(9月末現在)
労働者派遣事業 5回 186事業所(前年同期実績なし)
職業紹介事業 5回 227事業所(前年同期実績なし)
※前年度から4月までは代替措置として資料送付を実施。
- ③業界団体等への講師派遣状況(9月末現在)
2団体 2回 38名(前年同期 2団体 2回 76名)

①指導監督の状況

	令和4年度 (9月末現在)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)	117件	213件
労働者派遣事業 (個別指導)	派遣元	566件
	派遣先	20件
請負関係事業(個別指導)	14件	6件

②説明会等の実績については、左記に掲載。

派遣労働者に対する積極的な支援等

- ①派遣労働者からの苦情・相談(9月末現在)
667件(前年同期 528件)
※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応
- ②労働者派遣セミナー(9月末現在)
4回 31名(前年同期実績なし)

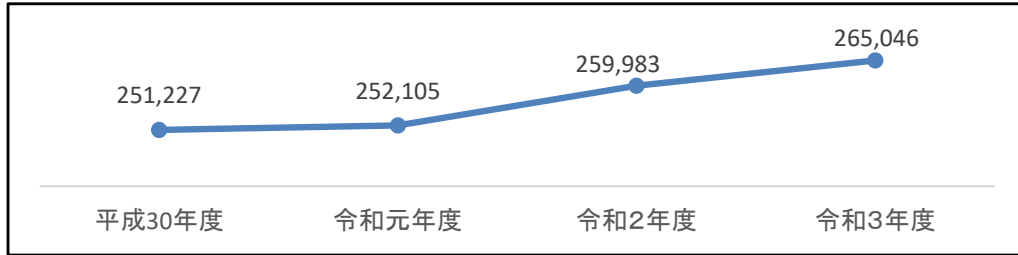
(7) 労働保険適用徴収の分野

【労働保険適用徴収の分野における取組状況】

労働保険未手続事業一掃対策の推進

令和4年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

● 労働保険適用事業場数の推移(大阪)



● 対策の取組実績

	未手続指導件数		手続指導による自主成立		職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	
	目標件数	実績	目標件数	実績	目標件数	実績
令和4年度 (4年9月末)	2,800件	2,049件	1,200件	495件	20件	18件
令和3年度 (3年9月末)	2,700件	1,790件	1,000件	696件	20件	19件
令和3年度		3,117件		1,453件		68件

労働保険料の口座振替の利用促進

あらゆる機会にリーフレットを配布し、労働保険料の口座振替制度の周知と利用事業場の増加に努めている。

	令和2年度1期分	令和3年度1期分	令和4年度1期分	単位
口座振替件数	21,668	24,347	28,100	件
口座振替利用率	13.1	14.3	16	%

口座振替利用率は、年度更新対象事業場数に対する口座振替対象件数

労働保険料の納付は口座振替が便利です!

口座振替納付の特長

- ① 口座振替納付は、あらかじめ指定した口座から労働保険料を引落し、納付される制度です。一度、登録すれば翌年度も自動継続されます。手数料はかかりません。
- ② 口座振替納付の特長
- ③ 納付の心配がありません
- ④ 納付の心配がありません

納期	金額・期別	期別	期別	期別
1期分	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日
2期分	2月1日	2月1日	2月1日	2月1日
3期分	3月1日	3月1日	3月1日	3月1日
4期分	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
5期分	5月1日	5月1日	5月1日	5月1日
6期分	6月1日	6月1日	6月1日	6月1日
7期分	7月1日	7月1日	7月1日	7月1日
8期分	8月1日	8月1日	8月1日	8月1日
9期分	9月1日	9月1日	9月1日	9月1日
10期分	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日
11期分	11月1日	11月1日	11月1日	11月1日
12期分	12月1日	12月1日	12月1日	12月1日

労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実行ある滞納整理を実施

● 年度別労働保険料収納率(大阪)

収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合

	令和4年度 (4年9月末)	令和3年度	令和2年度
徴収決定額	2,607億円	2,231億円	2,220億円
収納額	1,137億円	2,208億円	2,173億円
収納率 ()は全国	43.62 % (43.66 %)	98.97 % (98.97 %)	97.89 % (98.02 %)

(参考)	令和4年9月末	令和3年9月末	令和2年9月末
徴収決定額	2,607億円	2,206億円	2,150億円
収納額	1,137億円	947億円	660億円
収納率 ()は全国	43.62 % (43.66 %)	42.93 % (43.09 %)	30.71 % (29.40 %)

● 実効ある滞納整理の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動に影響を受けた事業主等の負担軽減を図るため、事業場の財務状況を考慮し、事業場の立場にたった納付相談や督促を実施するとともに、差押え等の強制措置を実施している。

労働保険料等の納付・換価猶予

猶予制度は、「申請による換価の猶予」又は「通常の納付の猶予」があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料等の納付が難しい事業主へ、労働保険料等の納付を猶予するために、制度の周知に努めている。

新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等の納付が困難な事業主への支援へ

申請による換価の猶予

労働保険料等を一括に納付することが困難な場合、要件の全てを満たす場合は、換価の執行が留められます。

申請による換価の猶予の要件

- ① 労働保険料等を一括に納付することが困難な場合、要件の全てを満たす場合は、換価の執行が留められます。
- ② 申請による換価の猶予の要件を満たす場合は、換価の執行が留められます。
- ③ 申請による換価の猶予の要件を満たす場合は、換価の執行が留められます。
- ④ 申請による換価の猶予の要件を満たす場合は、換価の執行が留められます。

換価の猶予

労働保険料等を納付することが困難な場合、1年度(令和3年度)に、申請による換価の執行が留められる場合があります。

換価の猶予の要件

- ① 労働保険料等を納付することが困難な場合、1年度(令和3年度)に、申請による換価の執行が留められる場合があります。
- ② 労働保険料等を納付することが困難な場合、1年度(令和3年度)に、申請による換価の執行が留められる場合があります。
- ③ 労働保険料等を納付することが困難な場合、1年度(令和3年度)に、申請による換価の執行が留められる場合があります。